

# 医療費支援制度

(医療保険(損害保険))  
[グループ保険にご加入の方が選択し、ご加入いただけます。]

自己負担医療費の補償

## 意向確認【ご加入前のご確認】

医療費支援制度は、以下の補償の確保を主な目的とする損害保険です。ご加入にあたっては、ご意向に沿った内容がご確認のうえお申し込みください。

- 病気やケガにより入院した場合、1回の入院につき初期費用として3万円をお支払いします。また入院支援として1月につき2.5万円をお支払いします。

## 補償内容

【加入区分：本人・配偶者・子ども】

### 日帰り入院<sup>(注1)</sup>でも5.5万円がお支払いされます。

<p>○<b>疾病・傷害</b>の治療を目的として入院したとき 疾病・傷害入院支援保険金</p> <p>1月<sup>(注2)</sup>につき、<b>25,000円</b></p>	<p>○<b>疾病・傷害</b>の治療を目的として入院したとき 疾病・傷害入院初期費用保険金</p> <p>1回の入院につき、<b>30,000円</b></p>
---	---

(注1)「日帰り入院」とは入院日と退院日が同一の入院で、かつ入院料等が算定された入院をいいます。病院による入院の証明にもとづきお支払いします(外来での治療は「日帰り入院」に該当しません)。

(注2) 入院日数30日ごとに1月として計算し、30日未満の端日数については切り上げて1月とします。

※疾病入院支援保険金・傷害入院支援保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき13月、通算して34月を限度とします。

※疾病による入院をした場合でも、傷害入院支援保険金の支払に該当する入院をしている期間については、疾病入院支援保険金の支払日数には含めません。

※疾病入院初期費用保険金・傷害入院初期費用保険金のお支払限度は、初年度契約および継続契約を通じてそれぞれ1回の入院につき1回、通算して15回を限度とします。

※傷害入院初期費用保険金がお支払される入院を開始したときまたは入院中に、疾病の治療を開始した場合は、疾病入院初期費用保険金は支払いません。

## 月額保険料

【加入区分：本人・配偶者・子ども】

※「半年払換算保険料」は月払保険料を半年払(6か月分)に置換えた場合の保険料です。  
※医療費支援制度は月払契約ですが、6か月分を半年分保険料としてまとめて集金させていただきます。  
※配偶者の加入は18歳からとなります。

\* 令和7年6月1日時点の保険年齢

(Zコース)

加入年齢	本人 半年払換算保険料 ※(月払保険料)	配偶者 半年払換算保険料 ※(月払保険料)
16歳~20歳 (H16.12.2~H21.12.1)	2,340 (390)円	2,340 (390)円
21歳~25歳 (H11.12.2~H16.12.1)	3,840 (640)	3,840 (640)
26歳~30歳 (H 6.12.2~H11.12.1)	4,680 (780)	4,680 (780)
31歳~35歳 (H 1.12.2~H 6.12.1)	4,380 (730)	4,380 (730)
36歳~40歳 (S59.12.2~H 1.12.1)	4,140 (690)	4,140 (690)
41歳~45歳 (S54.12.2~S59.12.1)	4,500 (750)	4,500 (750)
46歳~50歳 (S49.12.2~S54.12.1)	5,580 (930)	5,580 (930)
51歳~55歳 (S44.12.2~S49.12.1)	6,900 (1,150)	6,900 (1,150)
56歳~60歳 (S39.12.2~S44.12.1)	8,880 (1,480)	8,880 (1,480)
61歳~65歳 (S34.12.2~S39.12.1)	11,700 (1,950)	11,700 (1,950)
66歳~70歳 (S29.12.2~S34.12.1)	16,740 (2,790)	16,740 (2,790)
71歳~75歳 (S24.12.2~S29.12.1)	22,680 (3,780)	22,680 (3,780)
76歳~80歳 (S19.12.2~S24.12.1)	27,600 (4,600)	27,600 (4,600)

加入年齢	子ども 半年払換算保険料 ※(月払保険料)
0歳~15歳 (H21.12.2~R7.6.1)	2,040 (340)円
16歳~20歳 (H16.12.2~H21.12.1)	2,340 (390)
21歳~22歳 (H14.12.2~H16.12.1)	3,840 (640)

※保険料は年齢により被保険者ごとに異なります。更新時に該当する年齢区分が変わる場合、保険料は前年度と変わります。  
※年齢は保険年齢です。保険年齢は満年齢を基に、1年未満の端数について6か月以下は切り捨て、6か月超は切り上げた年齢をいいます。(例) 保険年齢40歳=令和7年6月1日現在満39歳6か月を超え満40歳6か月まで  
※記載の保険料は、確定保険料です。

※本制度のご契約者は団体(一般財団法人全国消防協会)であり、ご加入者のみなさまは被保険者となります。したがって、ご契約内容の変更などについて引受損害保険会社と団体(ご契約者)との取り決めにより一応お取り扱いできない事項があります。  
【お取り扱いできない事項の例】

●保険期間の変更 ●保険料の払込方法の変更 など  
今回のご案内につきまして以下のお取り扱いはできませんのでご注意ください。  
・既に本制度にご加入している方の、配偶者・子どもの追加加入

# 医療費支援制度のお取扱い

## 加入資格

本人は、グループ保険に加入することが条件です。  
配偶者・子どもは、本人が医療費支援制度に加入していれば、医療費支援制度のみで加入できます。

本人…グループ保険に加入している(今回加入する場合を含みます)一般財団法人全国消防協会の会員(消防職員)で、申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満15歳6か月を超え、満65歳6か月までの方。継続は満80歳6か月までの方。

配偶者…本人の配偶者で申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満18歳以上、満65歳6か月までの方。継続は満80歳6か月までの方。

子ども…本人の子どもで申込書記載の告知内容に該当し、令和7年6月1日現在満22歳6か月までの方(平成14年12月2日以後に生まれた方)。

## 【告知内容】

本人  
【現在の就業状態】  
申込日(告知日)現在、病気やけがで退職・休業中でなく、かつ、病気により就業を制限されていません。  
(注)「就業を制限」とは、勤務に制限を加える必要のあるもので、勤務先または医師等により労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限などを指示されている場合をいいます。

配偶者・子ども  
【現在の健康状態】  
申込日(告知日)現在、医師による治療期間中または、薬の処方期間中ではありません。  
(注)①「治療」には、指示・指導を含みます。  
②「医師による治療期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。

本人・配偶者・子ども共通  
【過去3か月以内の健康状態】  
申込日(告知日)より起算して過去3か月以内に、医師による診察または健康診断・人間ドックを受け、その結果、検査(再検査・精密検査を含みます)・入院・手術をすすめられていません。  
(注)検査をすすめられ検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。

【過去2年以内の健康状態】  
申込日(告知日)より起算して過去2年以内に、医師による診察・検査・治療を受けた期間または薬の処方期間が、14日以上要した病気にかかったことはありません。  
(注)①同一の病気で転院・転科している場合は通算します。  
②「医師による診察・検査・治療を受けた期間」は初診から終診(医師の判断によるもの)までの期間をいいます。  
③診察・検査の結果、異常が認められなかった場合は該当しません。  
④「治療」には、指示・指導を含みます。

※本人が脱退した場合には、配偶者・子どもは同時に脱退となります。

※告知していただいた内容が事実と相違していた場合、保険金をお支払いできない場合があります。

※会員(消防職員)及びその配偶者・子ども以外の方はご加入いただけませんので、ご注意ください。

※配偶者・子どもだけの加入はできません。本人とセットでご加入ください。

## 保険期間

半年間(令和7年12月1日~令和8年5月31日)です。令和8年6月1日以降は1年間(令和8年6月1日~令和9年5月31日)で以後毎年更新します。保険期間中に脱退等で被保険者としての資格を失った場合には、次の半年単位の契約応当日の前日(令和8年5月31日)までの保障となります。ただし、保険料の払込みが条件となります。

## 保険料の払込み

12月に控除します。(具体的な引去り方法は、各消防本部グループ保険ご担当者様までお問い合わせください。)

## 申込方法

所定の申込書に必要事項を記入、押印の上、ご提出ください。申込書はグループ保険と併用です。

## 継続加入の取扱い

いったん健康時に加入しますと、更新時健康状態に関する加入資格に該当しない場合でも前年度と同じ保険金額で継続加入できます。なお、更新の際に、保険金額等の変更の申し出がない場合は、従前どおりのご加入内容で継続となります。ただし、保険料は毎年の加入状況等により算出し変更となる場合があります。

## 配当金・解約返れい金

この制度には、配当金および解約返れい金はありません。

この制度は損害保険会社と締結した医療保険契約(\*)に基づき運営します。保険契約の約款については引受損害保険会社のホームページ(<https://www.meijiyasuda-sonpo.co.jp/>)をご覧ください。

\*この医療保険契約には下記の特約がセットされています。  
疾病入院支援特約、傷害入院支援特約、疾病入院初期費用特約、傷害入院初期費用特約

取扱代理店 明治安田生命保険相互会社 TEL 03-3283-3355  
全国消防保険サービス株式会社 TEL 03-4500-6626  
引受損害保険会社 明治安田損害保険株式会社 〒101-0048 東京都千代田区神田司町2-11-1 TEL 03-3257-3177  
MYG-A-25-医-140

お支払いに関する重要事項が記載されています。必ずご確認ください。

P14~16